

・ ・ 労働局長殿

申立書

キャリアアップ助成金正社員化コース令和4年10月からの要件について、下記により満たしていることを申立て致します。

1. 正社員にかかる昇給要件

賃金規程第・ ・ 条、基本給の更改により毎年4月1日に評価し更改するとともに、第・ ・ 条-・ ・ における勤続給を定期昇給としています。

2. 正社員にかかる賞与要件

正社員に関しての賞与支給については、第・ ・ 条賞与の支給により定めています。

3. 有期契約労働者等との賃金差のある賃金規定の6か月以上適用について

契約社員就業規則第・ ・ 条に原則として賞与は支給しないとあります。

4. 有期契約社員の契約期間の定めについて

契約社員就業規則第・ ・ 条の雇用契約において3年以内の期間とすると定めております。

5. 試用期間の定めについて

就業規則第・ ・ 条にて新たに従業員として採用された者について、入社から6か月間を試用期間としております。正社員登用した者は既に6か月間を経過しているため、試用期間の適用はありません。

せん。 (以上)

令和5年・ ・ 月・ ・ 日

株式会社・ ・ ・ ・ ・

代表取締役 ・ ・ ・ ・ ・ ⑩